

平成20年3月期 中間決算短信(非連結)

平成19年11月14日

上場会社名 イー・ギャランティ株式会社 上場取引所 JASDAQ
 コード番号 8771 URL <http://www.eguarantee.co.jp>
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 江藤 公則
 問合せ先責任者 (役職名) 常務取締役 (氏名) 馬場 豊吉 TEL (03)5447-3577
 半期報告書提出予定日 平成19年12月20日

(百万円未満切捨て)

1. 19年9月中間期の業績(平成19年4月1日～平成19年9月30日)

(1) 経営成績

(%表示は対前年中間期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		中間(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19年9月中間期	902	44.2	150	95.8	154	99.5	87	9.8
18年9月中間期	625	—	76	—	77	—	79	—
18年3月期	1,421	—	208	—	196	—	164	—

	1株当たり中間 (当期)純利益		潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益	
	円	銭	円	銭
19年9月中間期	4,321	87	4,283	91
18年9月中間期	4,141	41	—	—
19年3月期	8,521	59	8,509	89

(参考) 持分法損益 19年9月中間期 一百万円 18年9月中間期 一百万円 19年3月期 一百万円

(2) 財政状態

	総資産		純資産		自己資本比率		1株当たり純資産	
	百万円	円	百万円	円	%	円	銭	
19年9月中間期	2,542	—	1,490	—	58.6	73,762	78	
18年9月中間期	1,833	—	1,080	—	59.0	56,296	70	
19年3月期	2,496	—	1,402	—	56.2	69,440	91	

(参考) 自己資本 19年9月中間期 1,490百万円 18年9月中間期 1,080百万円 19年3月期 1,402百万円

(3) キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー		投資活動による キャッシュ・フロー		財務活動による キャッシュ・フロー		現金及び現金同等物 期末残高	
	百万円	円	百万円	円	百万円	円	百万円	円
19年9月中間期	115	—	△226	—	—	—	505	—
18年9月中間期	24	—	△36	—	—	—	887	—
19年3月期	431	—	△938	—	223	—	615	—

2. 配当の状況

	1株当たり配当金		
	中間期末	期末	年間
(基準日)	円 銭	円 銭	円 銭
19年3月期	— —	— —	0 00
20年3月期(実績)	— —	— —	0 00
20年3月期(予想)	— —	— —	

3. 20年3月期の業績予想(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
通 期	1,894	33.3	310	48.8	320	62.8	178	8.7	8,836	49

4. その他

(1) 中間財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの)

- ① 会計基準等の改正に伴う変更 有
② ①以外の変更 無

〔(注) 詳細は、14ページ「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項」をご覧ください。〕

(2) 発行済株式数(普通株式)

- ① 期末発行済株式数(自己株式を含む) 19年9月中間期 20,200株 18年9月中間期 19,200株 19年3月期 20,200株
② 期末自己株式数 19年9月中間期 一株 18年9月中間期 一株 19年3月期 一株

(注) 1株当たり中間(当期)純利益の算定の基礎となる株式数については、27ページ「1株当たり情報」をご覧ください。

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等はさまざまな要因により大きく異なる可能性があります。

1 経営成績

(1) 経営成績に関する分析

(当中間期の経営成績)

当中間会計期間におけるわが国経済は、サブプライムローン問題等に端を発した米国経済の減速懸念や原油価格の高騰等の不安定要素があったものの、堅調な企業収益を背景とした設備投資の増加や雇用情勢の改善等を受けて、緩やかな拡大基調を維持しました。

しかし、一方で、雇用状況に目を移しますと、大企業は好決算を背景として、雇用者数を増やしておりますが、中小企業の雇用者数は減少しており、大企業と中小企業の格差が広がっていることが推測されます。また、当中間会計期間における企業の法的整理による倒産件数は5,503件となり、前期上半期(平成18年4月～9月)及び下半期(平成18年10月～平成19年3月)の倒産件数を上回っており、増加基調が続いております。

このような環境下、主力サービスである信用リスク保証サービスは、堅調に推移しました。

当中間会計期間においては、九州地方への営業網の拡大を目的として、5月に九州支店を開設しました。その結果、当社の営業拠点は、東京本社・大阪支店・九州支店の1本社2支店となり、日本各地での市場開拓が可能となりました。

事業法人向け保証サービスにおいては、前期に引き続き、地方銀行との1県1行の提携戦略に基づき、(株)常陽銀行、(株)名古屋銀行、(株)百十四銀行、(株)山口銀行等と新たに業務提携を行い、その結果、業務提携を行う地方銀行は計23行となりました。また、地方銀行以外との提携にも積極的に取り組み、6月に有限責任中間法人日本中小企業経営支援専門家協会、7月に丸紅グループの丸紅セーフネット(株)及び豊田通商グループの豊通インシュアランスマネジメント(株)、9月に(株)新生銀行との提携にいたしました。

金融法人向け保証サービスにおいては、4月に金融法人向けサービスの強化・新規ビジネスモデルの構築を行う金融法人営業部を設置し、金融法人に対して積極的な営業活動を展開しました。

以上の結果、当中間会計期間における業績は、売上高902百万円(前年同期比144.2%)、営業利益150百万円(同195.8%)、経常利益154百万円(同199.5%)、当期純利益87百万円(同109.8%)となりました。

主なサービス別の業績は、次の通りであります。

①事業法人向け保証サービス

事業法人向け保証サービスにおいては、地方銀行だけでなく、(株)新生銀行等の地方銀行以外の金融機関や丸紅セーフネット(株)、豊通インシュアランスマネジメント(株)等の事業会社と新たに業務提携を行うとともに、これまで業務提携を行った提携先との関係強化を積極的に行いました。

また、九州支店を開設するとともに、東京本社及び各支店における営業人員の増員を図り、積極的な営業活動を可能とする体制を構築しつつあります。

このような諸施策を実施した結果、当該サービスに係る売上高は、860百万円(前年同期比145.0%)となりました。

②金融法人向け保証サービス

金融法人向け保証サービスにおきましては、事業会社系ファクタリング会社と新たに買取債権の保証サービスを開始する等顧客のニーズに対して柔軟なスキームを提供することを取り組みました。

一方で、当社内における事業の集中と選択を進め、収益性の低い企業間電子商取引決済サービスを縮小しております。この結果、当該サービスに係る売上高は、42百万円(前年同期比130.4%)となりました。

(通期の見通し)

今後の経済情勢は、サブプライムローン問題や原油価格の高騰等が我が国経済に波及することが考えられ、景気が不安定になることが懸念されます。このような環境のもと、企業の取引先に対する信用リスクのヘッジニーズは、ますます高まると考えられます。

下半期については、こうしたニーズの増大を追い風にするとともに、営業拠点の開設や提携先の開拓を行い、当社の保証サービスの営業を積極的に展開してまいります。

以上を踏まえ、通期(平成20年3月期)の見通しにつきましては、売上高1,894百万円、営業利益310百万円、経常利益320百万円、当期純利益178百万円を見込んでおります。

(2) 財政状態に関する分析

当中間会計期間末の資金、負債及び純資産の状況

(資産の部)

当中間会計期間末における資産の合計は2,542百万円となり、前事業年度末と比較して46百万円増加しております。

このうち、流動資産合計は2,437百万円となり、前事業年度末と比較して26百万円増加しております。増加の主な要因は、現金及び預金が89百万円増加したこと及び前払費用が33百万円増加したこと等によるものであります。

固定資産合計は105百万円となり、前事業年度末と比較して20百万円増加しております。増加の主な要因は、九州支店開設及びサーバー等の増設により、有形固定資産が13百万円増加したこと等によるものであります。

(負債の部)

当中間会計期間末における負債合計は1,052百万円となり、前事業年度末と比較して40百万円減少しております。

このうち、流動負債合計は995百万円となり、前事業年度末と比較して44百万円減少しております。減少の主な要因は前受金が76百万円減少したこと及びその他が18百万円減少したこと等によるものであります。

(純資産の部)

当中間会計期間末における純資産合計は1,490百万円となり、前事業年度末と比較して87百万円増加しております。

当中間会計期間のキャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における当社の現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、営業活動によるキャッシュ・フローが115百万円の資金増、投資活動によるキャッシュ・フローが226百万円の資金減、財務活動によるキャッシュ・フローが増減なしとなりました。その結果、当中間会計期間末の資金残高は、前事業年度末と比較して110百万円減少し、当中間会計期間末には505百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において営業活動の結果得られた資金は115百万円となりました。これは、主として税引前中間純利益を154百万円計上したほか、保証料収益に係る前受金が76百万円減少しましたが、その他

に含まれるもののうち再保証委託先からの保証履行に係る未収入金が減少したこと等により36百万円増加したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において投資活動の結果使用した資金は226百万円となりました。これは、定期預金の積増しによる支出が200百万円あったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において財務活動の結果得られた資金はございませんでした。

(参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月 中間期
自己資本比率	58.1%	56.2%	58.6%
時価ベースの自己資本比率	—	334.2%	147.8%
キャッシュ・フロー対有利子 負債比率	—	—	—
インタレスト・カバレッジ・ レシオ	—	—	—

(3) 利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、過年度より累積損失を抱えている状況であるため、当面は財務体質の強化、経営基盤の強化を図り、新規事業に備え、内部留保に重点を置いた上で将来的な株主価値の向上を目指しております。

(4) 事業等のリスク

①当社の収益構造について

当社は、事業会社及び金融機関等の契約先から得る保証料を売上高として計上する一方、再保証委託先である金融機関等に支払う支払保証料を原価として計上しており、これらの差額が当社の利益となっております。

当社が契約先から得る保証料は、各契約先との交渉の上で決定、更新されておりますが、好景気時に倒産件数が低下する等、契約先の景況感が改善した場合には、契約先からの保証料率引下げ要請がなされることとなります。

一方、当社が再保証委託先に支払う費用は、複数年にわたる保証履行実績により決定されているため、一時的に保証履行が発生した場合であっても、短期的な支払保証料の上昇要因とはならないものの、継続的に保証履行が多発し、再保証先の引受姿勢が硬化した場合には、支払保証料の上昇要因となります。

そのため、契約先からの保証料が減少した場合や急激な景気の悪化等によるリスク移転コストの増加を保証料に転嫁することが困難となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

②競合等について

当社が行っている事業法人向け売上債権保証サービスと類似した債権保証に係るサービスとして、大手金融機関系ファクタリング会社が提供している保証ファクタリング、損害保険会社が提供している取引信用保険等のサービスがあります。

当社の保証サービスは、再保証委託先へのリスク移転、分散機能により引受ける保証対象企業の範囲、保証限度額等の観点や金融債権や請負債権など単純な売上債権以外にも保証対象とする対象債権の範囲の広さから他の金融機関が提供しているサービスと比較して、優位性を有しているものと認識しております。

ただし、当社と比較して、大手金融機関系ファクタリング会社、損害保険会社は、知名度、信用力等の面から優位にあり、これらの金融機関と競合する場合、営業推進の上で不利な立場におかれる可能性があります。

また、今後において他金融機関の同分野への新規参入による競争激化の可能性も考えられ、当社がより一層顧客ニーズにあった商品開発ができず、相対的に当社の競争力が低下し、新規契約率の低下や既存顧客が流出する場合においても、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③伊藤忠商事株式会社グループとの関係について

当社は伊藤忠商事株式会社グループとして、事業面での連携や人的交流を行っております。

しかし、同社との営業上の取引は少なく、また同社以外の株主からの出向者も受け入れており、独立した企業活動を行っております。これらに加え、5名の取締役のうち同社から受け入れている社外取締役は1名のみであり、取締役会の経営監督についても独立して運営されております。

当社の方針・政策決定及び事業展開については独自の意思決定によって進められており、独立性を確保した組織体制を構築しております。

また、当社は同社グループにおいて事業法人及び金融法人向けに信用保証サービスを行っている唯一の保証専業会社であるため、同社グループ内における競合関係は生じておりません。

④情報管理について

当社は、保証サービス事業を通じて、契約先の機密情報並びに企業情報、信用情報を入手する場合があります。当社はこれら情報の機密を保持し、セキュリティを確保するために最新のセキュリティソフトの更新や担当別、役職別の管理システムへのアクセス制限など必要な措置を講じております。しかし、かかる措置にもかかわらず、これら情報が漏洩した場合には、当社の社会的信用に影響を与え、業績悪化を招く可能性があります。

⑤紛争が発生する可能性について

当社が展開する保証サービスは、保証対象先の倒産等に伴う債務の支払いリスクを複数の金融機関等に分散し、移転しております。当社は、金融機関等とリスク移転契約を締結しており、取引上のトラブルの未然防止に努めておりますが、契約書等の不備などにより、取引関係の内容、条件等に疑義が生じたり、これをもとに紛争が生じたりする可能性があります。

⑥法的規制について

当社の保証サービスは、「保険業法」上の「保険保証業務」に該当しないため、同法の規制を受けていないものと判断しております。また、「債権管理回収業に関する特別措置法」上の「債権管理回収業」にも該当せず、同法の規制対象にもなっておりません。

また、平成19年9月施行の「金融商品取引法」において、当社の保証サービスは、同法第2条第22項、同施行令第1条の15第3号によって店頭デリバティブ取引から除かれるものとして規定されております。

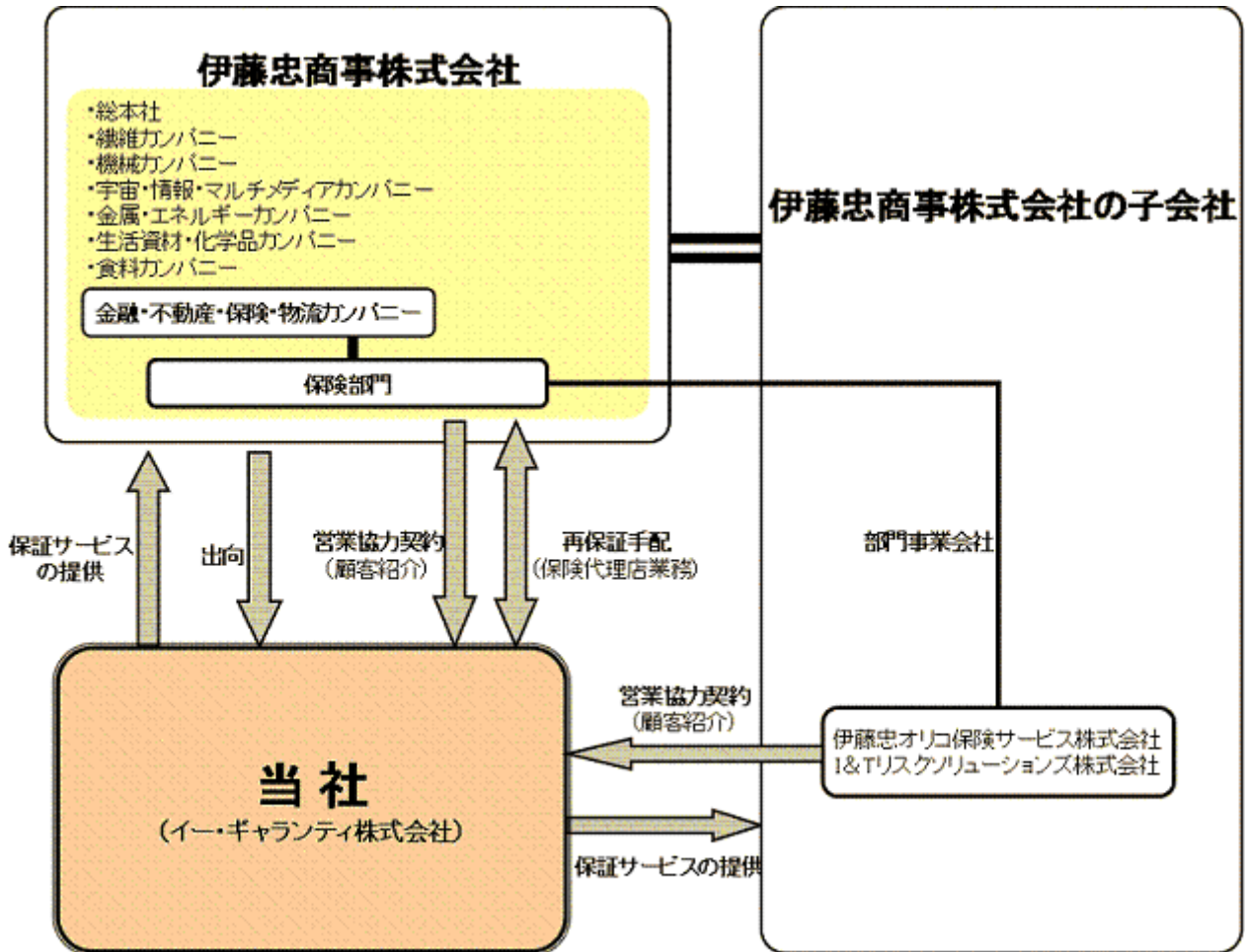
このように、当社業務は、いわゆる業法上の規制の対象となっていないため、当社はこれらの法令に基づく関係監督庁への届出、許認可の取得等を行っておりません。

ただし、今後、当社業務について新たな法的規制の制定、外部環境の変化等に伴う現行法の解釈の変更、競合の激化により、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

2 企業集団の状況

当社は、その他関係会社である伊藤忠商事株式会社が形成する企業集団の「金融・不動産・保険・物流カンパニー」部門に属し、一般事業会社及び金融機関向けに企業の信用保証事業を行う、唯一の保証専門会社であります。

(伊藤忠商事株式会社及びその子会社を中心とするグループ事業の系統図)



名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容
(関係会社) 伊藤忠商事株式会社	東京都港区	202,241	総合商社	被所有割合 36.0%	同社は当社の保証サービスを利用しているほか、当社の保証サービスにおける代理店業務を行っております。当中間会計期間末日現在、同社従業員1名を役員として受け入れております。

3 経営方針

(1) 会社の経営の基本方針、(2) 目標とする経営指標、(3) 中期的な会社の経営戦略、(4) 会社の対処すべき課題

平成19年3月期決算短信(平成19年5月14日開示)により開示を行った内容から重要な変更がないため、開示を省略しております。

当該決算短信は次のURLからご覧いただくことができます。

<http://www.eguarantee.co.jp/>

ジャスダック証券取引所ホームページ(JASDAQインターネット開示システム)

<http://jds.jasdaq.co.jp/tekiji/>

4 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金	※1	1,387,440		2,105,487		2,015,943	
2 売掛金		13,585		1,969		12,051	
3 前払費用	※2	192,907		231,218		197,817	
4 繰延税金資産		78,428		12,536		45,111	
5 その他		72,947		86,166		139,979	
流動資産合計		1,745,308	95.2	2,437,378	95.9	2,410,901	96.6
II 固定資産							
1 有形固定資産	※3	36,606		47,150		34,073	
2 無形固定資産		7,850		8,940		7,211	
3 投資その他の資産		43,752		49,466		43,856	
固定資産合計		88,210	4.8	105,557	4.1	85,141	3.4
資産合計		1,833,518	100.0	2,542,935	100.0	2,496,043	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		48,505		47,353		44,001	
2 未払法人税等		3,427		37,104		5,437	
3 前受金	※4	623,427		863,999		940,611	
4 賞与引当金		—		15,885		—	
5 その他		28,962		30,759		49,477	
流動負債合計		704,321	38.4	995,102	39.1	1,039,527	41.6
II 固定負債							
1 役員退職慰労引当金		8,299		17,825		13,809	
2 預り保証金		40,000		40,000		40,000	
固定負債合計		48,299	2.6	57,825	2.3	53,809	2.2
負債合計		752,621	41.0	1,052,927	41.4	1,093,337	43.8
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		930,000	50.7	1,048,575	41.2	1,048,575	42.0
2 資本剰余金							
資本準備金		340,000		458,575		458,575	
資本剰余金合計		340,000	18.6	458,575	18.0	458,575	18.4
3 利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		△189,103		△17,141		△104,443	
利益剰余金合計		△189,103	△10.3	△17,141	△0.6	△104,443	△4.2
株主資本合計		1,080,896	59.0	1,490,008	58.6	1,402,706	56.2
純資産合計		1,080,896	59.0	1,490,008	58.6	1,402,706	56.2
負債純資産合計		1,833,518	100.0	2,542,935	100.0	2,496,043	100.0

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
I 売上高			625,818	100.0		902,690	100.0		1,421,338	100.0
II 売上原価			327,652	52.4		410,823	45.5		705,989	49.7
売上総利益			298,165	47.6		491,867	54.5		715,349	50.3
III 販売費及び一般管理費			221,435	35.3		341,633	37.9		506,815	35.6
営業利益			76,729	12.3		150,234	16.6		208,534	14.7
IV 営業外収益	※1		706	0.1		4,224	0.5		2,067	0.1
V 営業外費用			—	—		—	—		13,976	1.0
経常利益			77,436	12.4		154,458	17.1		196,625	13.8
VI 特別損失			—	—		26	0.0		123	0.0
税引前中間(当期) 純利益			77,436	12.4		154,432	17.1		196,502	13.8
法人税、住民税 及び事業税		2,591			34,556			3,681		
法人税等調整額		△4,670	△2,078	△0.3	32,574	67,130	7.4	28,646	32,327	2.2
中間(当期)純利益			79,515	12.7		87,301	9.7		164,174	11.6

(3) 中間株主資本等変動計算書

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

項目	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他の利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年3月31日残高(千円)	930,000	340,000	340,000	△268,618	△268,618	1,001,381	1,001,381
中間会計期間中の変動額							
中間純利益				79,515	79,515	79,515	79,515
中間会計期間中の変動額合計(千円)	—	—	—	79,515	79,515	79,515	79,515
平成18年9月30日残高(千円)	930,000	340,000	340,000	△189,103	△189,103	1,080,896	1,080,896

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

項目	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他の利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成19年3月31日残高(千円)	1,048,575	458,575	458,575	△104,443	△104,443	1,402,706	1,402,706
中間会計期間中の変動額							
中間純利益				87,301	87,301	87,301	87,301
中間会計期間中の変動額合計(千円)	—	—	—	87,301	87,301	87,301	87,301
平成19年9月30日残高(千円)	1,048,575	458,575	458,575	△17,141	△17,141	1,490,008	1,490,008

前事業年度の株主資本変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

項目	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他の利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年3月31日残高(千円)	930,000	340,000	340,000	△268,618	△268,618	1,001,381	1,001,381
事業年度中の変動額							
新株の発行	118,575	118,575	118,575			237,150	237,150
当期純利益				164,174	164,174	164,174	164,174
事業年度中の変動額合計(千円)	118,575	118,575	118,575	164,174	164,174	401,324	401,324
平成19年3月31日残高(千円)	1,048,575	458,575	458,575	△104,443	△104,443	1,402,706	1,402,706

(4) 中間キャッシュ・フロー計算書

		前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度の 要約キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
1 税引前中間(当期)純利益		77,436	154,432	196,502
2 減価償却費		3,967	5,900	8,469
3 賞与引当金の増加額		—	15,885	—
4 役員退職慰労金引当金の増加額		2,495	4,015	8,005
5 受取利息		△672	△4,224	△2,028
6 株式交付費		—	—	6,170
7 上場関連費用		—	—	7,800
8 固定資産除却損		—	26	123
9 売上債権の減少額		975	10,081	2,509
10 仕入債務の増加(△減少)額		△498	3,351	△5,002
11 前払費用の増加額		△14,217	△33,400	△19,127
12 前受金の増加(△減少)額		40,186	△76,611	357,370
13 その他		△84,002	36,524	△128,721
小計		25,670	115,982	432,071
14 利息及び配当金の受取額		672	2,041	1,765
15 法人税等の支払額		△2,321	△2,430	△2,315
営業活動による キャッシュ・フロー		24,020	115,593	431,521
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
1 定期預金の預入による支出		—	△1,150,000	△900,000
2 定期預金の払戻による収入		—	950,000	—
3 有形固定資産の取得による支出		△38,169	△17,686	△40,075
4 無形固定資産の取得による支出		△240	△3,068	△512
5 敷金保証金の差入による支出		△5,179	△5,293	△5,179
6 敷金保証金の返還による収入		7,578	—	7,578
投資活動による キャッシュ・フロー		△36,011	△226,048	△938,189
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
1 株式発行による収入		—	—	230,979
2 株式上場に伴う支出		—	—	△7,800
財務活動による キャッシュ・フロー		—	—	223,179
IV 現金及び現金同等物の 減少額		△11,991	△110,455	△283,488
V 現金及び現金同等物の 期首残高		899,431	615,943	899,431
VI 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※	887,440	505,487	615,943

(5) 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 器具及び備品 4～5年</p> <hr/> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <hr/> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2 引当金の計上基準	<p>(2) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(2) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
3 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左	同左
4 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左	同左
5 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて計上しております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>

(6) 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更
(会計方針の変更)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、1,080,896千円です。</p> <p>中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,402,706千円です。</p> <p>財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

(7) 中間財務諸表に関する注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 担保資産 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金(定期預金) 500,000千円 担保付債務は次のとおりであります。 当社は保証契約先から引き受けた保証債務の一部について、その履行義務の保証を金融機関に依頼しておりますが、それに係る担保として上記の定期預金を差し入れております。</p>	<p>※1 担保資産 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金(定期預金) 500,000千円 担保付債務は次のとおりであります。 同左</p>	<p>※1 担保資産 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金(定期預金) 500,000千円 担保付債務は次のとおりであります。 同左</p>
<p>※2 前払費用 主として当社が再保証委託先に支払う保証料(支払保証料)及び代理店に支払う紹介料(諸手数料)に係わる前払相当額であります。</p>	<p>※2 前払費用 同左</p>	<p>※2 前払費用 同左</p>
<p>※3 有形固定資産の減価償却累計額 4,313千円</p>	<p>※3 有形固定資産の減価償却累計額 12,152千円</p>	<p>※3 有形固定資産の減価償却累計額 7,438千円</p>
<p>※4 前受金 当社が保証契約先から受取る保証料に係わる前受相当額であります。</p>	<p>※4 前受金 同左</p>	<p>※4 前受金 同左</p>
<p>5 偶発債務 保証債務 49,119,360千円 当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記保証残高は、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。なお、これに係る保証債務については、金融機関等による保険及び保証によって全額補填されております。</p>	<p>5 偶発債務 保証債務 66,905,450千円 同左</p>	<p>5 偶発債務 保証債務 61,725,200千円 同左</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 営業外収益のうち主なもの 受取利息 672千円	※1 営業外収益のうち主なもの 受取利息 4,224千円	※1 営業外収益のうち主なもの 受取利息 2,028千円
2 減価償却実施額 有形固定資産 2,806千円 無形固定資産 1,160千円	2 減価償却実施額 有形固定資産 4,832千円 無形固定資産 1,067千円	2 減価償却実施額 有形固定資産 6,397千円 無形固定資産 2,072千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期末
普通株式(株)	19,200	—	—	19,200

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期末
普通株式(株)	20,200	—	—	20,200

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	19,200	1,000	—	20,200

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

公募増資による新株発行 1,000株

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間貸借対照表に掲記さ れている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在) 現金及び預金 1,387,440千円 預入期間 3ヶ月超の △500,000千円 定期預金 現金及び 現金同等物 887,440千円	※ 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間貸借対照表に掲記さ れている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在) 現金及び預金 2,105,487千円 預入期間 3ヶ月超の △1,600,000千円 定期預金 現金及び 現金同等物 505,487千円	※ 現金及び現金同等物の期末残高 と貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) 現金及び預金 2,015,943千円 預入期間 3ヶ月超の △1,400,000千円 定期預金 現金及び 現金同等物 615,943千円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)				当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)				前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
有形固定資産 (器具及び備品)	7,103	3,594	3,508	有形固定資産 (器具及び備品)	4,564	3,042	1,521	有形固定資産 (器具及び備品)	7,103	4,588	2,515
無形固定資産 (ソフトウェア)	19,301	14,049	5,252	無形固定資産 (ソフトウェア)	3,080	821	2,258	無形固定資産 (ソフトウェア)	19,301	16,068	3,233
合計	26,405	17,643	8,761	合計	7,644	3,864	3,779	合計	26,405	20,656	5,748
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 5,098千円 1年超 3,907千円 合計 9,005千円				(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 1,792千円 1年超 2,114千円 合計 3,907千円				(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 2,902千円 1年超 3,019千円 合計 5,921千円			
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 3,476千円 減価償却費相当額 3,268千円 支払利息相当額 158千円				(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 2,101千円 減価償却費相当額 1,968千円 支払利息相当額 87千円				(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 8,948千円 減価償却費相当額 8,418千円 支払利息相当額 299千円			
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左			
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				(5) 利息相当額の算定方法 同左				(5) 利息相当額の算定方法 同左			
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。				(減損損失について) 同左				(減損損失について) 同左			

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成18年9月30日)

当社は有価証券を保有していないため、該当事項はありません。

当中間会計期間末(平成19年9月30日)

当社は有価証券を保有していないため、該当事項はありません。

前事業年度(平成19年3月31日)

当社は有価証券を保有していないため、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当社はデリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

当社はデリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社はデリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当社には子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

当社には子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社には子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

ストック・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年10月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社従業員 30名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 695株
付与日	平成18年10月31日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間(注) 3	平成18年10月31日～平成23年10月31日
権利行使期間(注) 3	平成20年11月1日～平成26年10月31日
権利行使価格(円)	180,000
付与日における公正な評価単価(円)(注) 4	—

(注) 1 スtock・オプションの数は株式数に換算して記載しております。

2 権利行使の条件等

新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要す。その他の細目について「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

3 対象勤務期間と権利行使期間との重複期間については、段階的に確定いたします。

4 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第一回ストック・オプションの公正な評価単価については、ストック・オプション付与時において当社が未公開企業であったため、本源的価値によっております。

また、本源的価値を算定する基礎となる自社株式の評価額は、1株当たりの類似会社比較方式により算定しております。株式の評価額と新株予約権の行使価格により本源的価値を算定した結果、単位当たりの本源的価値はゼロとなったため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロとしています。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 56,296円70銭 1株当たり中間純利益金額 4,141円41銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 73,762円78銭 1株当たり中間純利益金額 4,321円87銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 4,283円91銭	1株当たり純資産額 69,440円91銭 1株当たり当期純利益金額 8,521円59銭 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 8,509円89銭

(注) 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1 1株当たり純資産額

項目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	1,080,896	1,490,008	1,402,706
普通株式に係る純資産額(千円)	1,080,896	1,490,008	1,402,706
普通株式の発行済株式数(株)	19,200	20,200	20,200
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	19,200	20,200	20,200

2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(千円)	79,515	87,301	164,174
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	79,515	87,301	164,174
期中平均株式数(株)	19,200	20,200	19,265
潜在株式調整後1株当たりの中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	—	179	26
(うち新株予約権(株))	—	179	26
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—	—

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																
<p>(新株予約権の発行)</p> <p>平成18年10月31日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権を平成18年11月1日付で発行することを決議いたしました</p> <p>1 新株予約権の発行日 平成18年11月1日</p> <p>2 新株予約権の発行数 695個</p> <p>3 新株予約権の発行価額 無償</p> <p>4 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 695株</p> <p>(新株予約権1個あたり1株)</p> <p>なお、発行日以降、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式につき調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> $\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数}}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$ <p>また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができる。</p> <p>5 新株予約権の行使に際しての払込価額 1株当たり180,000円</p> <p>当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> $\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{株式分割・株式併合の比率}} \times 1$	<p>(新株予約権の発行)</p> <p>平成19年6月29日開催の定時株主総会で決議した会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権の発行について、平成19年9月25日開催の取締役会において具体的内容を決議し、平成19年10月1日に発行いたしました。</p> <p>なお、平成19年9月25日開催の取締役会において決議した新株予約権の発行に関する具体的内容は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="568 788 973 1792"> <tr> <td>会社名</td> <td>提出会社</td> </tr> <tr> <td>付与日</td> <td>平成19年10月1日</td> </tr> <tr> <td>付与対象者の区分及び人数</td> <td>当社取締役3名 当社従業員2名</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td>250個</td> </tr> <tr> <td>株式の種類及び付与数</td> <td>普通株式 250株 (新株予約権1個につき1株) 対象者別内訳は以下のとおりです。 当社取締役190株 当社従業員 60株</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の発行価額</td> <td>無償</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額及び資本組入額</td> <td>払込金額 1株当たり 186,000円 資本組入額 1株当たり 93,000円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使による株式の発行価額の総額</td> <td>46,500,000円</td> </tr> </table>	会社名	提出会社	付与日	平成19年10月1日	付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員2名	新株予約権の数	250個	株式の種類及び付与数	普通株式 250株 (新株予約権1個につき1株) 対象者別内訳は以下のとおりです。 当社取締役190株 当社従業員 60株	新株予約権の発行価額	無償	新株予約権の行使時の払込金額及び資本組入額	払込金額 1株当たり 186,000円 資本組入額 1株当たり 93,000円	新株予約権の行使による株式の発行価額の総額	46,500,000円	<p>1 当社従業員及び当社子会社の取締役、監査役、従業員に対するストックオプションの付与について</p> <p>平成19年6月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員及び当社子会社等の取締役、監査役、従業員に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>2 当社取締役に対するストックオプションの付与について</p> <p>平成19年6月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条、第239条及び第361条の規定に基づき、当社取締役に対する報酬として特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議いたしました。</p>
会社名	提出会社																	
付与日	平成19年10月1日																	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員2名																	
新株予約権の数	250個																	
株式の種類及び付与数	普通株式 250株 (新株予約権1個につき1株) 対象者別内訳は以下のとおりです。 当社取締役190株 当社従業員 60株																	
新株予約権の発行価額	無償																	
新株予約権の行使時の払込金額及び資本組入額	払込金額 1株当たり 186,000円 資本組入額 1株当たり 93,000円																	
新株予約権の行使による株式の発行価額の総額	46,500,000円																	

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使に伴うものを除く)を行う場合、次の算式によりその時点における払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済み株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数をいうものとする。</p> $\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数}}{\text{調整前払込金額}}} \right)}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数}}{\text{調整前払込金額}}}$ <p>さらに、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社はその条件等を勘案の上、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。</p> <p>6 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行価格及び資本組入額 発行価格 180,000円 資本組入額 90,000円</p> <p>7 新株予約権の行使期間 自 平成20年11月1日 至 平成26年10月31日</p> <p>8 新株予約権の割当を受けた者及び数 取締役 3名 225個 従業員 30名 470個</p> <p>9 新株予約権の行使条件 (1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。但し、次の場合はこの限りではない。 ① 任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合 ② 取締役又は監査役を解任された場合(但し、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)</p>		

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>③ 定年により、従業員が退職する場合</p> <p>④ 任期途中で、取締役を退任した場合</p> <p>⑤ 従業員が会社都合により退職した場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)</p> <p>(2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。但し、相続は除く。</p> <p>(3) 1年間に権利行使できる新株予約権の個数は以下のとおりとする。但し、1年間に行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/2(役員は1/3)を上限とする。なお、所定の割当個数が10個以下であるときはこの限りでない。</p> <p>(役員)</p> <p>① 平成21年11月1日から平成22年10月31日まで上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。</p> <p>② 平成22年11月1日から平成23年10月31日まで上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。</p> <p>③ 平成23年11月1日から平成26年10月31日まで上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。</p>		

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(従業員)</p> <p>① 平成20年11月1日から平成21年10月31日まで上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。</p> <p>② 平成21年11月1日から平成22年10月31日まで上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。</p> <p>③ 平成22年11月1日から平成25年10月31日まで上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。</p> <p>(4) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>		

5 その他

該当事項はありません。